



心配ごと・困りごと、
行政・人権相談所の開催

皆さんの相談を社会福祉協議会相談員、人権擁護委員、行政相談委員などが受ける相談所を開きます。皆さんの心の負担が少しでも軽くなればと考えています。家庭での心配ごと、地域でのめんどごと、人権侵害や行政に関する相談など、1人で悩まず気軽にご相談ください。相談の秘密は必ず守り、料金は無料です。安心してお越しください(予約不要)。

◆開催日時・場所

- ・10月11日(火)午前10時～正午
総合センター(佐賀支所前)
- ・10月11日(火)午後1時30分～午後3時30分
- ・鈴地区漁民研修施設
- ・10月14日(金)午前10時～正午
馬荷老人憩いの家
- ・10月14日(金)午後1時30分～午後3時30分
保健福祉センター(旧本庁前)

○お問い合わせ

佐賀支所地域住民課 人権啓発係

☎555-3113

※新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止する場合がありますので、ご了承ください。



10月17日(月)～23日(日)
は、行政相談週間です

総務省では、多くの皆さんに行政相談を利用していただけるよう毎年10月に「行政相談週間」を設け、各種の行事を行っています。



黒潮町においても、上記の相談所などで総務大臣の委嘱を受けた行政相談委員が相談をお受けします。

国の仕事やサービスで、困っていること、わからないことがありましたら、お気軽にご利用ください。例えば、このようなお困りごとはありませんか。

- ・医療保険や年金のことを聞きたい
- ・道路標識がわかりづらい
- ・車イスなどで公共施設が利用しづらい

○お問い合わせ

総務省 高知行政監視行政相談センター

☎088-824-4100



無料弁護士相談会の開催

黒潮町では、多様化する消費者相談、不動産、相続、離婚、地域での悩み相談に対応するため弁護士を招き、無料相談所を開設します。日ごろ、なかなか相談できないこともこの機会に相談してみませんか。

◆開催日時・場所

- ・10月19日(水)午後1時～午後3時
保健福祉センター(旧本庁前)

※相談時間は1人30分以内です。相談日の1週間前の水曜日午前8時30分から電話または左記窓口で先着4名を受け付け、その際、相談内容を聴き取りさせていただきます。

※同じ内容の相談は、1回限りで、担当弁護士が既に相手方の相談を受けている場合は、相談を受けることができません。またキヤンセルされる場合は、相談日の前週の金曜日までに左記窓口へ連絡してください。

○ご予約・お問い合わせ

佐賀支所地域住民課 人権啓発係

☎555-3113



10月より黒潮町パートナーシップ宣誓制度を導入します

黒潮町では、「黒潮町人権尊重のまちづくり条例」の理念に基づき、多様性を認め合う社会の実現をめざす取組の一つとして10月1日より性的マイノリティの方を対象とした「パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始します。

パートナーシップ宣誓制度とは、一方または双方が性的マイノリティ当事者である2人が、お互いを人生のパートナーとして認め合い、協力して共同生活を行うことを宣誓し、町がその宣誓を公的に証明する制度です。なお、この制度には法的な拘束力はないため、婚姻制度とは異なり制度を利用された方の関係を法的に保護するものではありませんが、性的マイノリティの方が安心して暮らすことのできる町をめざし、取組を進めるための制度です。

※「性的マイノリティ」とは同性に恋愛感情を持つ方や、自分の性に違和感を持つ方などを言い、「性的少数者」とも言います。

○お問い合わせ

佐賀支所地域住民課 人権啓発係

☎555-3113